

環境パートナーシップ会議設立準備会の設置について

1 設置の目的

「環境パートナーシップ会議設立準備会」は、環境基本計画において位置付けられた市、事業者、市民の各主体が、連携・協力しながら具体的な環境保全活動を行うための母体組織である（仮称）環境パートナーシップ会議を平成 16 年 5 月に設立するにあたり、必要事項を市、市民、事業者の各主体が協働でとりまとめるために設置する。

また、設立準備会は、市、市民、事業者の各主体がその機能・得意分野の違いを生かして協働で、相乗効果が得られる具体的な環境保全活動、事業などを会議設立後速やかに実践するための組織運営上必要な準備を行うことを目的とする。

2 準備会の役割

それぞれの立場から意見や提言を行うとともに、目標の共有化を図り、実践活動につながるための下記の必要事項をとりまとめる。

（仮称）環境パートナーシップ会議における『協働の基本原則』

（仮称）環境パートナーシップ会議における活動内容

（仮称）環境パートナーシップ会議の組織形態

その他必要事項

3 準備会委員の選出について

（1）学識者

市民主体のまちづくりなど市民協働について造詣が深い学識者
環境教育の普及・促進に努める学識者

（2）市民

環境基本計画の策定において、「環境基本計画ワーキングチーム」として素案の作成あるいは、環境シンポジウムのパネリストとして参画した市民（3名）

また、広報うつのみやなどで委員を公募（H15 .5月）し、応募者 10 名（男性 7 名、女性 3 名）の内、書類審査と面接により選考した市民（3名）

（3）事業者

地産地消の取組実践などの他、農業農村の実情について造詣が深く、栃木県女性農業士会会長として活動している事業者

ISO14001 の認証取得など企業における環境保全活動に取り組んでいる事業者であり、環境基本計画の策定において「環境基本計画ワーキングチーム」のリーダーとして参画した事業者

商工会議所が設置する「環境にやさしい優良企業認定委員会」の委員長として、環境保全に対する意識の高揚を促進するための事業に参画している事業者

(4) 市

環境基本計画の推進に係る中心的な役割を担う環境企画課

良好な大気，水，生活環境及び自然環境の確保など市民生活に密着している環境保全課

4 設立準備会の運営について

(1) 会議の開催について

原則として月1回の会議とし，平成15年7月～2月までの7回を予定している。

会議の開催は，原則として平日（月～金）の夜（7時～），もしくは休日のできるだけ委員全員が出席できる曜日，時間帯を配慮する。

(2) 会議開催の条件

会議は，委員の過半数（6名）が出席しなければ開催することができないものとする。

(3) 役割分担

事務局は環境企画課が担い，会議の日程調整，委員報酬の支払い及び会議録の作成などを行う。

会議での議決事項の市民への広報活動，会議資料の作成，会員募集の呼びかけなど可能な限り準備会メンバー（含事務局）が協働で行うこととする。

(4) 秘密の保持

準備会メンバー（含事務局）は，会議における個人的な情報やプライバシーに関する事項については秘密保持を基本とする（参考資料2，宇都宮市個人情報保護条例）。

5 その他

（仮称）環境パートナーシップ会議の会員の募集を平成15年度内に予定しており，より具体的な活動を予め実践し，参加を呼びかけることが効果的であることから，活動の試行的実施（モデルワーキング）の検討なども行う。